

# 住民投票制度行政素案(改訂版) (概要)

平成27年1月  
苫小牧市総合政策部  
政策推進室市民自治推進課

# 目次

住民投票制度創設の意義・目的	3
住民投票制度と市民参加制度との関係	4
住民投票制度と間接民主制(議会制民主主義)との関	5
住民投票制度の位置付け(イメージ図)	6
本市が創設する住民投票制度	7
住民投票の投票結果の尊重	8
市政の重要な課題	9
住民投票の投票資格	10
住民投票の請求等	11
証明書の交付申請・署名収集	12
署名収集終了から本請求まで	13
市民からの請求による住民投票	14
投票資格者名簿(被登録資格・登録)	15
投票資格者名簿(縦覧・補正登録・抹消等)	16
投票期日・住民投票運動等	17

# 住民投票制度創設の意義・目的

公共サービスに求める市民ニーズ 多様化・高度化

市政の重要な課題に対する市民の意思を  
投票により直接確認する仕組み



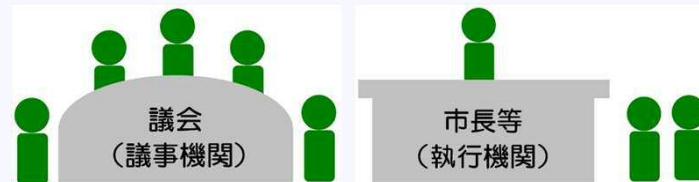
市民の意思を  
市政へ反映

公正で民主的な市政の運営  
市民自治によるまちづくりの推進

※ 市民生活に重大な影響を及ぼすことが想定される市政の重要な課題については、  
市民全体の意向を的確に把握した上で、議会や市長が最終的な判断を行うことが  
必要である。



自らの意思を示す手段



市民の意思を確認する手段

# 住民投票制度と市民参加制度との関係

いかなる案件でも直ちに住民投票ではない。  
まずは、多様な市民参加型の手法で解決するのが前提

## 広聴事業

まちかどミーティング、まちづくりボックス、  
市民の声の受付、市長Eメール、  
ふれあいミーティング、市政レポーター、  
市長出前講座、まちづくりトーク

出前講座、アンケート、  
会議の公開  
市民の声、要望書、  
平常時の業務における対応

## 市民参加条例

政策形成手続(審議会、説明会など)、  
市民からの意見募集(パブリックコメント)、  
市民政策提案制度

※ 十分な情報提供と活発な議論により、課題解決が可能な場合がある。

# 住民投票制度と間接民主制 (議会制民主主義)との関係

間接民主制(議会制民主主義)を補完する住民投票制度

課題解決の全てを住民投票制度に委ねるのではない。

他の手法

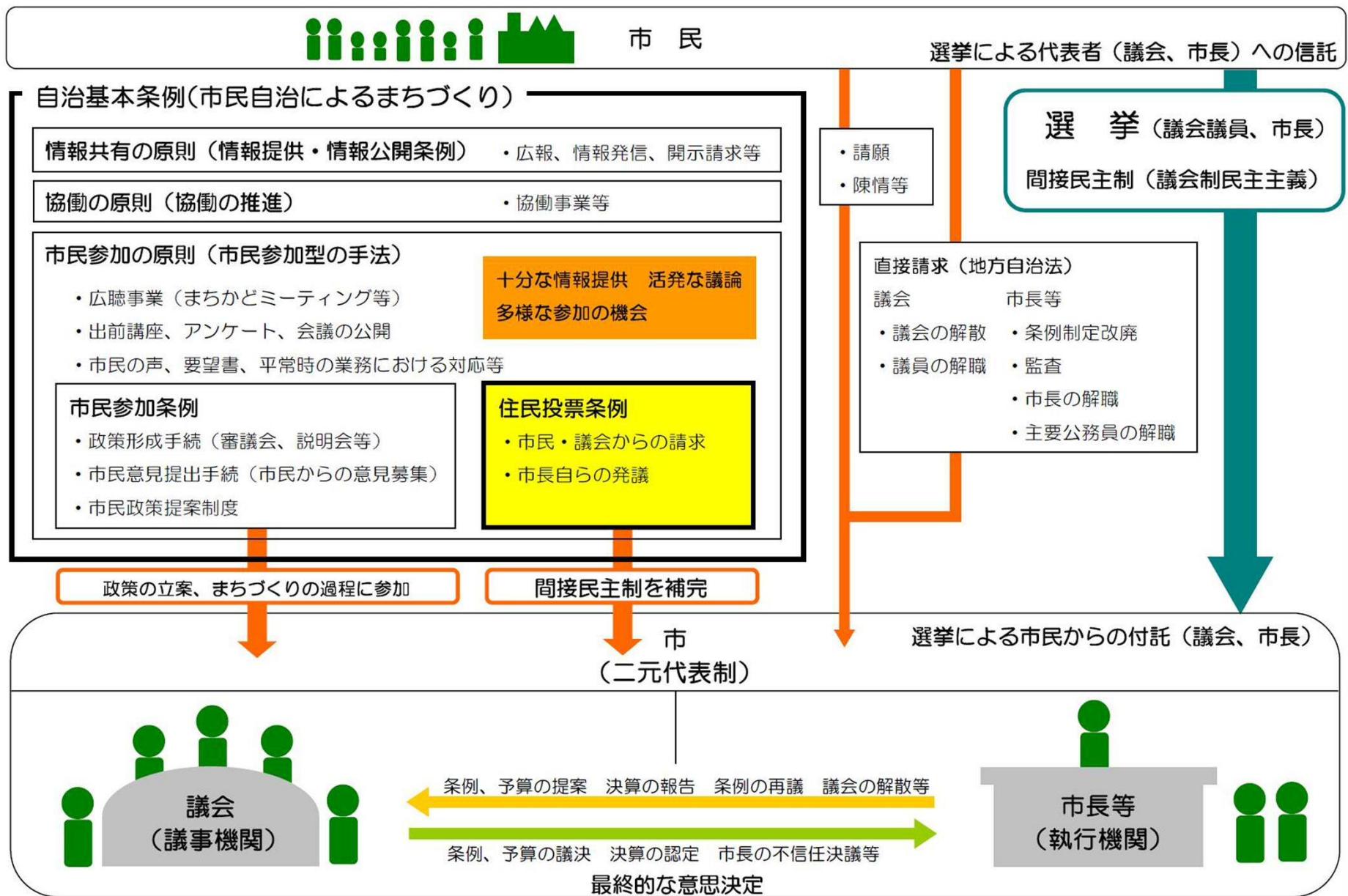
選挙(議会制民主主義)、直接請求、住民監査請求、請願、陳情等

議会と市長との  
二元代表制による  
最終的な意思決定が前提

住民投票は、  
議会や市長の固有の権限を  
侵すものではない。

※ 住民投票制度は議会や市長の意思決定に市民の意思を反映させるための手段である。しかし、最終的な意思決定は、住民投票の結果を尊重した上で、議会と市長とがそれぞれの権限に基づき行う。

## 住民投票制度の位置付け（イメージ図）



# 本市が創設する住民投票制度

## 仕組みとしての住民投票制度の明確な担保

常設型住民投票条例（名称例）苫小牧市住民投票条例  
あらかじめ条例を制定し、  
手続（住民投票の対象事項、実施要件、発議方法等）を  
制度化しておくもの

- 手続要件を満たした場合、住民投票が実施される。

### 諮詢型住民投票（条例に基づく住民投票 自治体）

議会又は長その他の執行機関が自らの意思を決定する上で  
住民の多数意見を知るために行われるもの

### 参考（本市が創設を予定していない住民投票）

個別設置型住民投票条例（名称例）苫小牧市における〇〇〇〇建設について賛否を問う住民投票に関する条例  
事案に応じて、その都度、条例を制定するもの  
○ 住民の意思を確認する必要が生じた場合に、その都度、議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施する。

拘束型住民投票（法律に基づく住民投票 国）議会の解散又は議員・長の解職の投票など  
投票の結果がその地方公共団体の団体意思、議会又は長その他の執行機関の行動を拘束するもの  
※ 条例による拘束型住民投票は、地方自治法上の議会や市長の権限を制限するおそれがある。

# 住民投票の投票結果の尊重

苫小牧市自治基本条例（平成18年条例第39号）（抄）

（住民投票）

第6条 市は、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。

2 市は、前項の住民投票の結果を尊重するものとする。

市（議会・市長等）は、住民投票の結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払いながら、意思決定を行う。

- 苫小牧市自治基本条例により、投票の結果は尊重される。
- 市民からの請求は、投票資格者総数の1/4の連署が必要であり、投票者総数の過半数の結果には相当の迫力がある。

住民投票の結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払った上で、住民投票で出された結果と異なる意思決定を行うことは可能である。しかし、この場合にあっては、議会や市長は、それぞれの意思決定について、市民に対して説明する道義的責任がある。

# 市政の重要な課題

## 住民投票に付することができる「市政の重要な課題」

市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもののうち、(1)～(4)を除いたもの

### (1) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

- ・法令に基づく手続により住民投票の実施が可能

### (2) 市の組織、人事又は財務に関する事項

- ・市の内部管理事項（組織編成、職員任免や指揮監督、予算編成や執行）  
は、長の執行権の前提である。

### (3) 専ら特定の市民又は地域に関する事項

- ・多数意見が少数意見を封じ込めるおそれがある。
- ・市域全体と一部地域における投票結果が異なることが予想される。

### (4) (1)～(3)に掲げる事項のほか、住民投票に付することができない と明らかに認められる事項

# 住民投票の投票資格

【対象者】 日本の国籍を有する者又は永住外国人

【年齢要件】 年齢満18歳以上

- 市民参加の対象と考えられる社会人としての年齢を考慮
- 憲法改正の国民投票における投票権年齢、選挙権年齢、成人年齢の引下げの動向等を踏まえる必要性

※ 若年層に対する政治的無関心の解消、教育的効果についての期待

【住所要件】 引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有すること

- 一定期間の居住、地縁的関係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要

## 「永住外国人」とは

日本の国籍を有しない次の(1)・(2)のいずれかに該当する者

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

## 「永住外国人」を住民投票の投票資格を有する者とする理由

外国人住民についても市との関わりにおいてまちづくりに関係する存在であり、まちづくりに参加することができる。

その中でも、永住外国人は、本市と特段に緊密な関係を持つに至った者であると考えられる。

# 住民投票の請求等

## 市民からの請求

住民投票の投票資格を有する者の総数の4分の1以上の者の連署

- ※ 住民投票の投票資格を有する者  
投票資格者名簿の登録が行われた日に  
おいて投票資格者名簿に登録されている者
- ※ 総数の4分の1の数  
登録が行われた日後直ちに告示

## 議会からの請求

議会が議決すべき事件  
(議員の議案提出権による)

- ※ 議員定数の12分の1以上の者の賛成、出席議員の過半数による議決

## 市長自らの発議

自ら住民投票を発議

## 住民投票の実施 請求又発議の要旨等の告示

### 市民からの請求に必要な署名数

- 高度の慎重性と厳格性（市長選挙における当選者得票数と同程度の数）
- 拘束型住民投票に必要とされる署名数  
(長の解職請求等に必要な署名数は、選挙権を有する者の総数は3分の1以上)
- 本市が想定するのは諮問型住民投票

以上を考慮した4分の1以上の者の連署

# 証明書の交付申請・署名収集

## 住民投票請求代表者証明書の交付申請（署名収集に必要）

- 住民投票請求代表者証明書交付申請書  
(請求の要旨(1,000字以内))
- 住民投票請求書 ※「賛成」又は「反対」の二者択一形式

### 欠格事項

- 市政の重要な課題でない
- 賛成又は反対の二者択一による形式でない
- 2年間の住民投票の制限期間である
- 定められた方式でない

### 交付申請の審査

- 投票資格者名簿に登録されている
- 欠格事項に該当しない

## 住民投票請求代表者証明書の交付 その旨の告示

署名収集が可能（署名収集開始）

### 署名の収集が可能な者

- 住民投票請求代表者
- 署名収集の委任を受けた者

※ 他の第三者による署名の収集は不可

### 署名の収集期間

住民投票請求代表者証明書を交付した旨の告示があつた日から1か月以内

※ 選挙により署名収集が中断された場合は、署名収集の禁止期間を除き31日以内

### 署名収集

#### 署名簿に自書及び押印

※ 代筆署名制度あり  
(氏名代筆者も自書、押印)

#### 署名収集の禁止期間 (一定期間)

※ 任期満了の日前60日から  
選挙期日までの間等

### 署名簿の提出期限

署名収集期間満了の日の翌日から5日以内

### 署名及び押印を求める手続 (以下の書類により署名収集が必要)

- 住民投票請求者署名簿
- 住民投票請求書又はその写し
- 住民投票請求代表者証明書又はその写し
- 署名及び押印を求めるための住民投票請求代表者の委任状(委任した場合に限る。)

# 署名収集終了から本請求まで

署名収集期間満了

↓ 署名簿提出期限 署名収集期間満了の日の翌日から 5 日以内

署名簿の提出

↓ 署名審査、署名の効力の決定、証明 署名簿を提出した日から 20 日以内

署名証明終了 署名者の総数及び有効数の告示

- 住民投票請求者署名簿に署名及び押印をした者の総数
- 有効署名の総数

署名の縦覧

署名簿の署名の証明が  
終了した日から 7 日間

署名簿の署名に関する異議の申出  
(縦覧期間内に文書で申出)

↓ 申出を受けた日から  
14 日以内に決定

全ての異議について決定

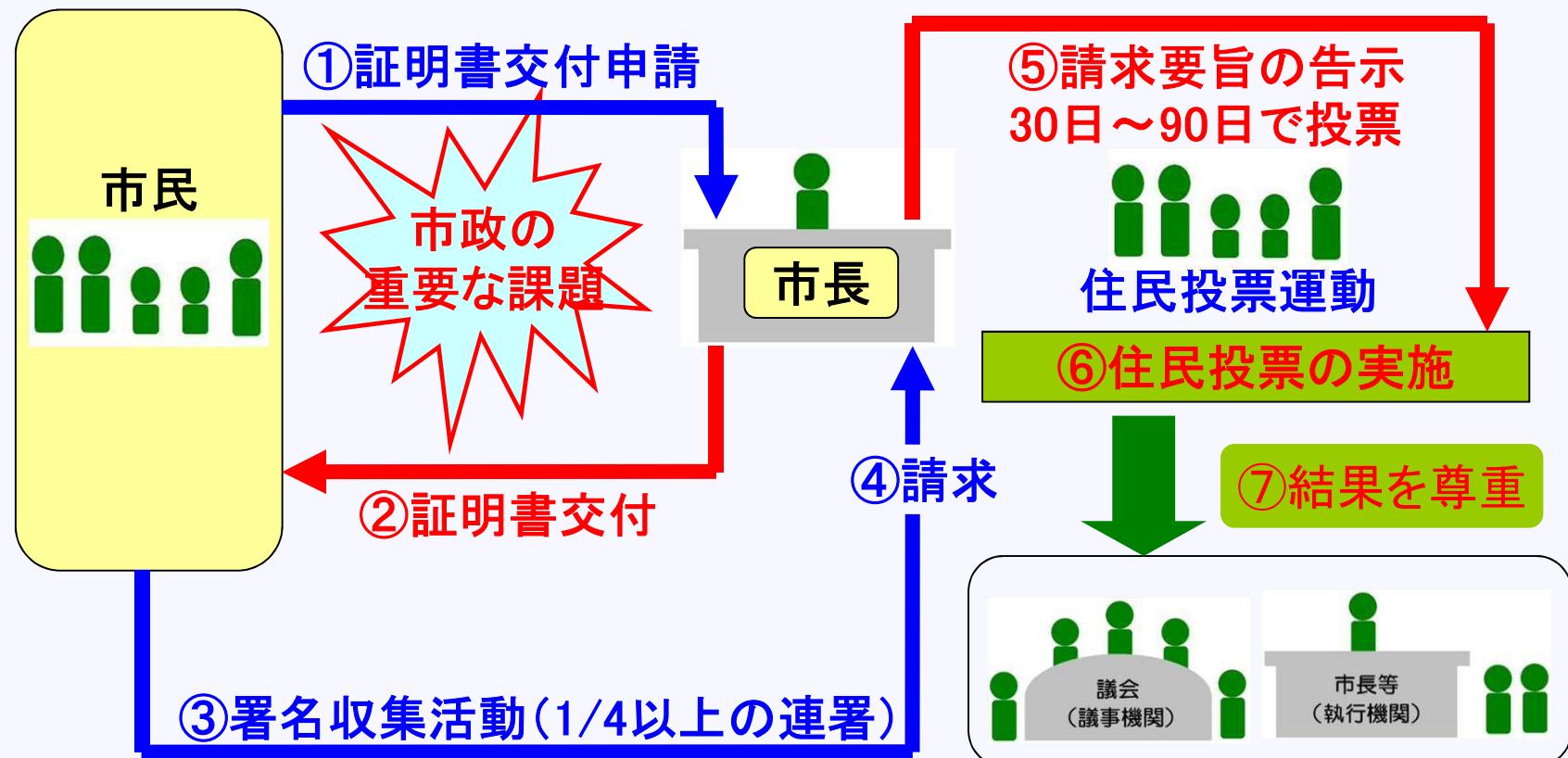
異議の申出がない

有効署名の総数の告示及び署名簿の返付

↓ 本請求期限 署名簿の返付を受けた日等から 5 日以内

住民投票の投票資格を有する者からの請求（本請求）

# 市民からの請求による住民投票



# 投票資格者名簿(被登録資格・登録)

## 1 被登録資格

本市の区域内に住所を有する年齢満18歳以上の日本の国籍を有する者又は永住外国人で、本市の住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている者

※ 他の市町村から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条により届出をしたものについては、当該届出をした日

## 2 投票資格者名簿への登録

※ 投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載

### ○ 定時登録

登録基準日 登録月（毎年10月）の1日現在

投票資格者名簿に登録される資格を有する者

登録日 当該登録月の2日 ※ 特別の事情がある場合には、繰延べが可能

### ○ 住民投票時登録

住民投票を行う場合に、市長が別に定めるところにより、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を投票資格者名簿に登録する。

登録基準日、登録日及び縦覧期間は、市長が定める。

（選挙人名簿の選挙時登録相当の登録を予定）

# 投票資格者名簿(縦覧・補正登録・抹消等)

## 投票資格者名簿の縦覧

定時登録 登録月（10月）の3日から7日までの間

※ 登録日を繰り延べた場合には、その翌日から5日間

住民投票時登録 市長が定める期間

(選挙人名簿の選挙時登録相当の期間を予定)

## 投票資格者名簿の登録に関する異議の申出

(縦覧期間内に文書で申出)

申出を受けた日から3日以内に決定

## 投票資格者名簿の抄本の閲覧

### 特定の者の登録確認に必要な限度

※ 閲覧を拒むに足りる相当な理由  
があるとき（DV、ストーカー行為等）は閲覧を拒否

## 補正登録

(投票資格者名簿の登録に脱漏があった場合)

投票資格者名簿にその都度追加登録

## 修正又は訂正

(記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合)

その記載の修正又は訂正

## 登録の移替え

(市内転居者の投票区の移替え)

## 登録の抹消

(次の場合に該当するに至ったとき)

- (1) 死亡、国籍喪失（日本の国籍を有する者又は永住外国人でなくなった）
- (2) 市外転出
- (3) 誤載

# 住民投票期日・住民投票運動等

## 住民投票の期日

住民投票の請求又は発議の要旨等の告示の日から起算して  
30日以後90日以内（選挙等がある場合 30日以後120日以内）  
※ 住民投票期日の告示 少なくとも7日前

## 住民投票運動

### 自由

（ただし、買収、供応、脅迫等により投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。）

## 住民投票に関する情報の提供等

- 投票の際の賛否の判断材料となる情報の提供等  
公平性、中立性に十分留意しながら提供  
(住民投票の請求の要旨、事業計画案、事業予算案等)
- 投票日、投票所、投票方法等についての情報の提供等  
選挙に関する啓発、周知等と同様に実施

## 投票用紙の交付、投票の記載事項等

投票用紙の賛成又は反対の記載欄に○の記号を自書する方法  
※ 点字投票（点字用投票用紙）については、賛否を自書する方法

## 期日前投票・投票日当日投票（通常の選挙と同様）

### 不在者投票（以下に限り制度化）

- 本市選挙管理委員会での不在者投票
- 本市の指定施設での不在者投票
- 郵便等投票

※ 市外指定施設での不在者投票、市外滞在他市町村選挙管理委員会での不在者投票、船員の不在者投票等の制度化は困難

## 住民投票の請求等の制限期間

（同一の事項、同旨の事項の再請求の制限）

投票結果の告示から2年間